



るもい労働衛生通信 (vol.10)

留萌労働基準監督署



←HPはこちら

電離放射線障害防止規則の改正

電離放射線障害防止規則等が改正され、令和3年4月1日から施行・適用されています。この改正で、**眼の水晶体の被ばく限度の見直し**などが行われています。

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ (電離則第5条)

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、**5年間につき100mSv** および **1年間につき50mSv**を超えないようにしなければなりません。

- 「5年間」の途中で新たに放射線業務従事者となった労働者については、その労働者が前の事業場から交付された線量の記録 (ない場合は、前の事業場から再交付を受けさせてください) により、「5年間」の始期以降の被ばく線量を確認してください。
- 健康診断を行う年の前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超え、かつ当年1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20mSvを超えるおそれのある方については、電離放射線健康診断の白内障に関する眼の検査を省略することは (電離則第56条第3項)、適当ではありません。また、このような方の白内障に関する眼の検査は、眼科医により行われることが望ましいです。

2 線量の測定および算定方法の一部変更 (電離則第8条・告示第3条)

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、**1cm線量当量、3mm線量当量および70μm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるもの**について行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**1cm線量当量、3mm線量当量または70μm線量当量のうちいずれか適切なもの**によって行うことが必要です。

眼の水晶体に受ける等価線量は、3mm線量当量の測定による算定を原則とします。ただし、1cm線量当量及び70μm線量当量を測定、確認することで3mm線量当量が眼の水晶体の等価線量限度を超えないように管理できる場合は、これらのうち適切な線量当量による算定でも差し支えありません。

厚生労働省リーフレット紹介

「令和3年4月1日から、「改正電離放射線障害防止規則」が施行されます (増補版) (令和3年3月作成)」から引用

不均等被ばく※1の場合、放射線線量計 (線量バッジ等) が **2 個以上** 必要です

均等被ばくの場合の装着位置に加えて、体幹部と末端部のそれぞれに装着しましょう。

装着例

体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※2

末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位※3

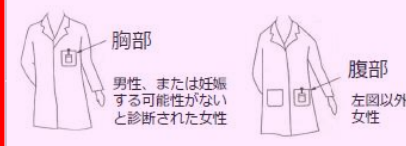
眼の水晶体※4

防護眼鏡 線量計



- ※1 「不均等被ばく」とは、体に受ける被ばく線量が均等でないことをいいます。防護エプロンを使用する場合などが該当します。
- ※2 最も多く放射線にさらされる部位が、均等被ばくの場合と同一であるときは、放射線線量計の追加は不要です。
- ※3 末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を超えない場合、放射線線量計の追加は不要です。
- ※4 眼の水晶体の被ばく低減のため、防護眼鏡が有効です。防護眼鏡の内側に線量計を装着すると、より精緻な測定をすることができます。

均等被ばくの場合 放射線線量計 (線量バッジ等) は **1 個** です



眼の水晶体に受ける等価線量の低減には、防護眼鏡の使用も有効です。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加 (電離則第9条)

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計を算定・記録・保存**することが必要です。

防護眼鏡などの使用時には、電離則第8条第3項に掲げる法定部位 (胸部または腹部など) に加え、防護眼鏡の内側などで測定した結果に基づき算定した眼の水晶体の等価線量を記録・保存の対象として差し支えありません。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更 (電離則様式第2号)

受診労働者数の欄に「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「**20mSv以下の者**」、「**20mSvを超え50mSv以下の者**」および「**50mSvを超える者**」に変わります。また、全区分の欄に「**検出限界未満の者**」の項目が追加されます。

令和3年4月1日以降に所轄労働基準監督署長に提出する「電離放射線健康診断結果報告書」は、新様式を用いてください。この場合、報告書を提出すべき健康診断を行った年の前年1年間に受診した労働者が受けた実効線量および等価線量について、新様式の区分にしたがって、人数を集計して記入してください。

5 前記1に関する経過措置 (改正省令附則第2条)

一定の医師※については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 **1年間につき50mSv**
- 令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 **3年間につき60mSv**および**1年間につき50mSv**

※放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの (以下、「経過措置対象医師」)。

- 経過措置対象医師は、令和5年3月31日までの間に、衛生委員会の調査審議を経た上で、事業者が指定してください。
- 事業者は、経過措置対象医師に指定する医師に対し、指定する旨を通知するとともに、氏名、医師登録番号、診療科名、経過措置の対象とする根拠となった具体的な事由を記録して令和8年3月31日まで保存してください。
- 改正電離則の施行 (令和3年4月1日) 時に、現に使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、改正電離則の施行後遅滞なく指定してください。また、施行日から令和5年3月31日までに雇入れまたは配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、雇入れまたは配置換え後に遅滞なく指定してください。

改正電離則の解説及び医療機関における被ばく線量管理のヒントに関する動画はこちらから▶



放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業の概要はこちらから▶



←厚生労働省ポスター
「放射線業務に従事する皆様へ
～適切な数の線量バッジ等を装着しましょう～」から引用

石綿障害予防規則の改正について

【発注者の配慮義務】

解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年7月に石綿障害予防規則（石綿則）が改正されました。

事業者をはじめとする関係者の皆様へ、規制内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さまも、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を行っていただく必要があります。**

建築物等の解体・改修工事を発注する方（オーナーなど）は、施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	◆工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、 石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供 する等の配慮をすること ◆石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、 写真の撮影を許可 する等の配慮をすること
費用負担および工期への配慮	◆建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、 石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮 すること
特定粉じん排出等作業の届出	◆ 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている 建築物等の解体等作業を伴う工事については 発注者が作業実施届出書を提出 すること

<適正な工事業業者を選定するために>【参考】

石綿（アスベスト）の有無を適切に調査し、適正な工事を行う工事業業者を選ぶため、以下のような事項を工事業業者に確認することも重要です。

- ◆ 仮見積りの段階で、**石綿（アスベスト）調査費用が計上されていることを確認**する、石綿（アスベスト）の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を有しているか確認します。
- ◆ 本見積り（アスベスト調査結果後）の段階で、石綿事前調査結果報告書の提出を求めます。石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写しを求めます。**※発注者は、これとは別に、**自治体への特定粉じん排出等作業実施届出が必要**です。
- ◆ 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）の提出**を求めます。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可**する等の配慮を行う必要があります。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査は、同じ箇所については、最初の1回のみで、2回目以降は事前調査結果報告書で調査に代えることができます。

石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例

- ・書面調査 ・現地調査 ・裏面確認調査 ・分析調査
- ・総合調査報告書 ・諸経費（交通費他）

↑石綿総合情報ポータルサイト内
←リーフレット
「石綿対策は「皆さま」に関わる問題です（発注者・オーナー向け）」
及び
「お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ（発注者・オーナー向け）」
から引用



この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課
(TEL：0164-42-0463)までお問い合わせください。